

申告は正しく、お早めに

問・草津税務署 ☎(562)1315
・国税相談専用ダイヤル ☎0570(00)5901
・市税務課 ☎・ Fax(582)1115 Fax(583)9738

市県民税と所得税の申告受付が始まります

令和8年度市県民税の申告と令和7年分所得税の確定申告を、2月16日(月)～3月16日(月)に受け付けます。

期間中は、地区会館などへの巡回や市全体会場を設け、市県民税の申告のほか、給与、年金、農業などの所得者や還付申告者などの所得税の確定申告の相談・受付を行います。

日程表など詳しくは、市HPまたは、広報もりやま2月1日号10～12頁をご覧ください。なお、申告期間中は、市役所税務課窓口での申告相談・受付はできません。草津税務署の署外会場(キラリ工草津 1階 草津商工会議所 多目的ホール ※所得税の納付や還付がある人のみ対象)または、市の巡回会場へお越しください。



草津税務署
ホームページ



市ホームページ
巡回日程表

申告書はスマホで24時間いつでも作成できます

確定申告

国税庁HPから確定申告書を作成し、電子申告や、印刷して郵送することができます。詳しくは、国税庁HPまたは、草津税務署へご確認ください。国税庁HPから申告書用紙もダウンロードできます。

市県民税申告

今年から、市県民税の電子申告が始まりました。申告にはマイナンバーカードが必要です。詳しくは、市HPをご覧ください。

期間中は、例年、大勢の人が会場へ来場されます。スマホで行える電子申告や、郵送による申告にご協力をお願いします。



国税庁
ホームページ



市ホームページ
市県民税申告

国民年金第1号被保険者は届け出をすれば産前産後期間の国民年金保険料が免除されます

問・日本年金機構 草津年金事務所 ☎(567)2220 Fax(562)9638
・国保年金課 ☎・ Fax(582)1120 Fax(583)9738

国民年金第1号被保険者(20～59歳の自営業者・農林漁業者とその家族、学生、無職の人など)で、平成31年2月1日以降に出産した場合は、産前産後の国民年金保険料が一定期間免除されます。免除期間中は保険料を納付したものとして老齢基礎年金の受給額に反映されます。免除の適用を受けるには届け出が必要です。届け出は、出産予定日の6カ月前からでき、出産後はいつでもできます。現在、一般保険料免除や法定免除の適用を受けている人も届け出が必要です。

保険料納付が免除される期間

出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間。ただし、多胎妊娠(2人以上を同時に妊娠)の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3カ月前から最大6カ月間

※出産とは、妊娠85日(4カ月)以上の出産を指し、死産、流産、早産の場合を含みます。

	3カ月前	2カ月前	1カ月前	出産予定日 (出産日)	1カ月後	2カ月後	3カ月後
単胎の人							
多胎の人				出産予定日 (出産日)			

持・年金番号が分かるもの(年金手帳など)

- ・本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)
- ・母子健康手帳(出産前に届け出する場合)
- ・委任状(同世帯以外の人が届け出する場合)
- ・出生証明書など出産日と親子関係が確認できる書類(子が別世帯の場合)

